

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室長
唐木 啓介

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を**一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- I～IIIを通じ、**
- ・継続的な伴走支援
 - ・多機関協働による支援を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援
見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が一属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

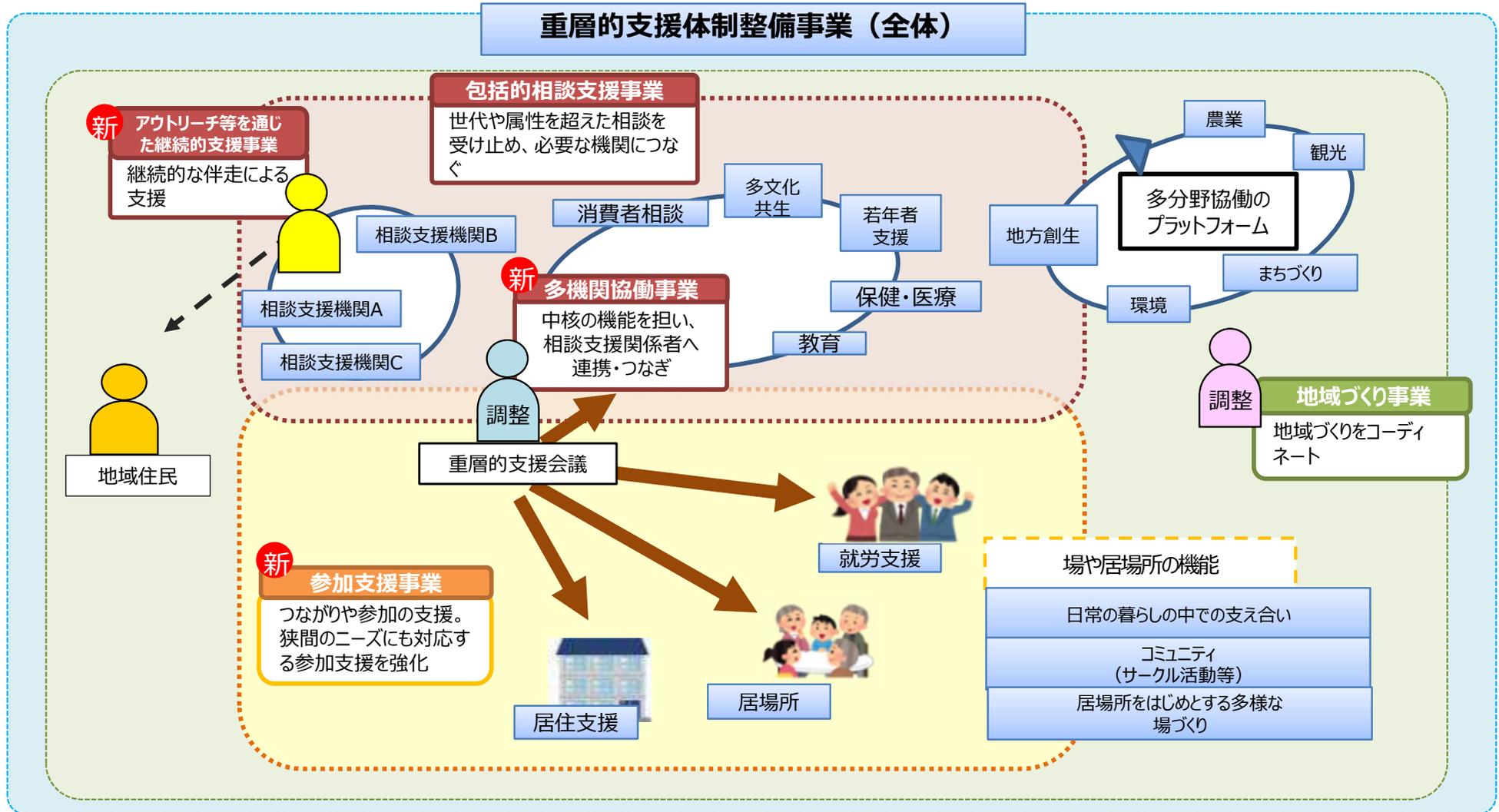
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
		【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



社会参加に向けた支援

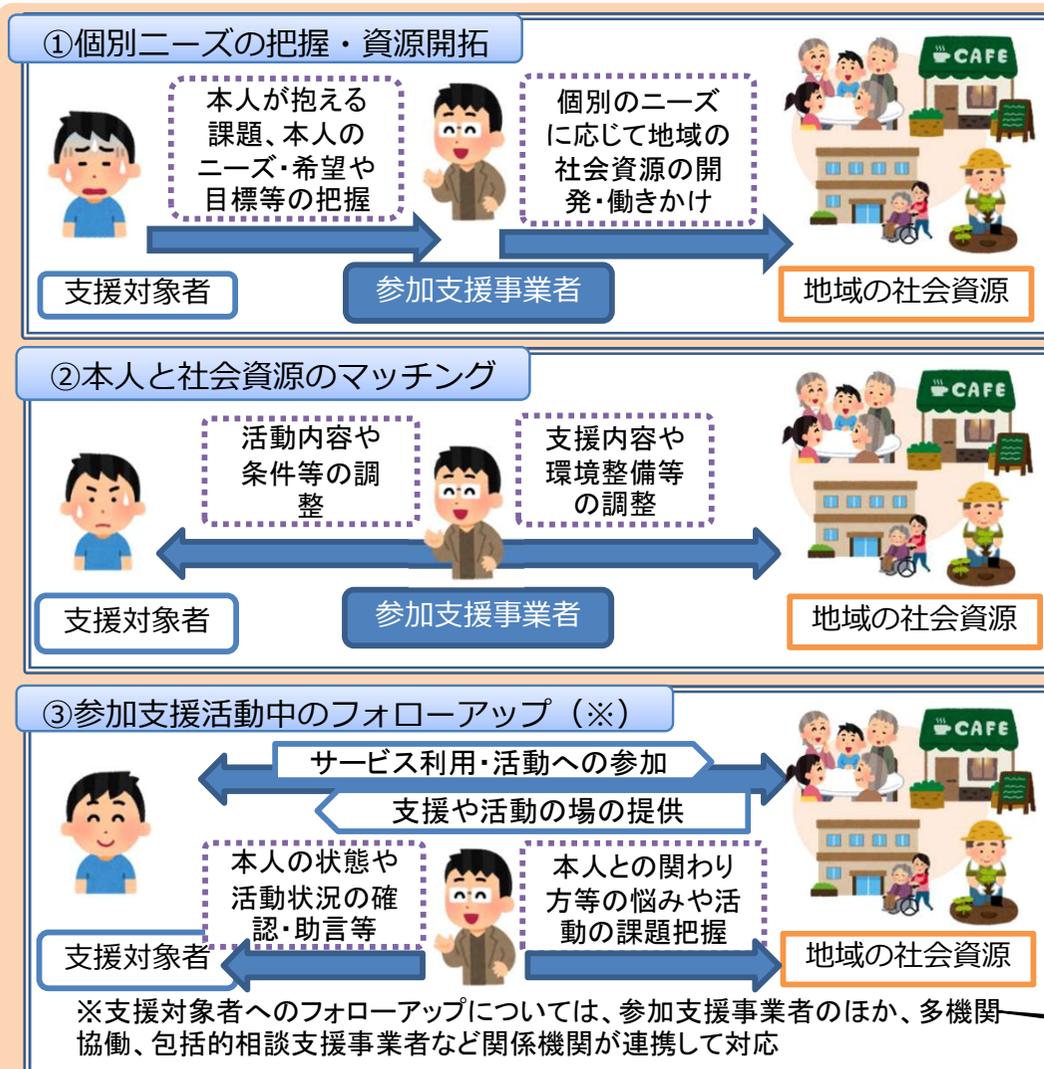
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
 - ・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
 - ・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができているかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

協力する受け入れ企業等に対し、支援に必要な実費相当分謝礼として支弁することも可能

参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への継続的な支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った社会参加が継続できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

継続支援・
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

参加支援の実施に際し、社会福祉施設や福祉サービス事業所を活用する場合の取扱い

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか



参加支援に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、参加支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無い相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手な高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・ いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・ 近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・ 参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

- ・ 周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・ 地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・ 本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・ 就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・ 参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

自治体における参加支援事業の取組事例

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

自治体概要※

人口 6,724人
面積 139.42km²
小学校数* 2
中学校数* 1

※2021年8月31日現在 * 町立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
- ケース共有会議を定期的に行い、情報共有を図りながら連携。
※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要介護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施

◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
- 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
- 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。
※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

働きかけ応援事業の作業例



カフェ運営
(調理・配膳・接客)



畑作業
(作付け・収穫など)



事務作業
(宛名貼り・封詰め)



消毒作業
(新型コロナ対策)

町の実施体制

社会福祉協議会

・地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進 等

鷹栖町 健康福祉課

関係機関間の連携

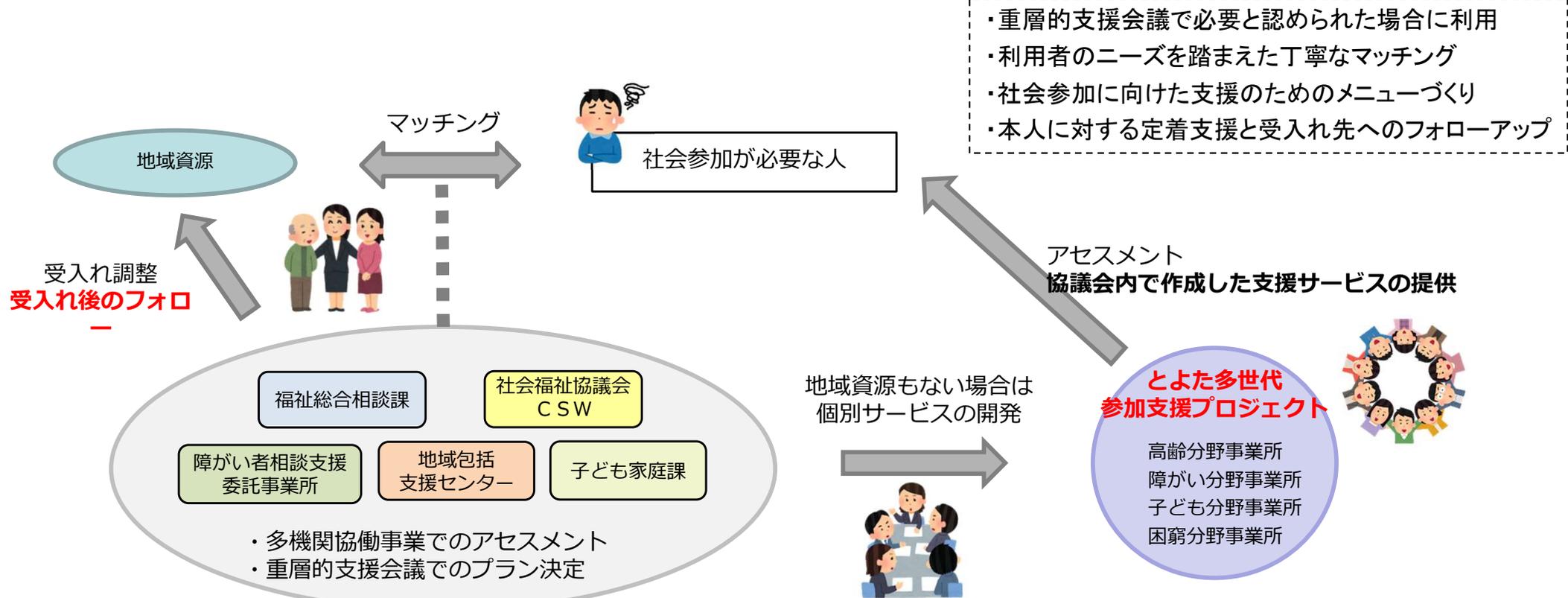
地域包括支援センター、子育て包括支援センター、教育委員会 等

生活福祉相談センター (ワンストップの相談窓口)

・生活、困窮に関する相談
・消費生活相談
・子ども、障害者、高齢者に関する福祉相談等
・ケース共有会議の実施

基本事項

- 既存事業では対応できないニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との調整を行い、多様な社会参加を促進
- 本人に対する定着支援と受け入れ先への支援（フォローアップ）



対応方針【一部新規】

- 社会参加につなげたいが、既存事業では対応できない支援において、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、参加できる場所を確保するとともに、受け入れ先のフォローアップを実施する。
- 公的サービスやつなげる地域資源がない場合、新たに立ち上がる「とよた多世代参加支援プロジェクト」に支援を依頼し、個々のニーズに対応する支援開発を実施する。【**豊田市の重層的支援体制推進事業の最重要ポイント**】

① 団体構成

市内の法人又は事業所等	36
(内訳) 高齢者関係	5
障がい者関係	9
子ども関係	2
社協	13
その他	7
(農業、生花店、学生団体、フリースペース等)	

② 設立背景

- ・ 多様な組合せでサービスを利用する世帯が増える中、事業所同士の顔の見える関係を作っていくことが、「縦割りではないサービス」へとつながっていく
- ・ 「地域共生」の意識が芽生えた事業者同士が情報の共有や行動を共にしていくことで、新たなカタチの「課題解決の仕組み」を創出しやすくするため

③ 活動内容

- ・ 市から依頼を受け、対象者本人の支援の創出及び提供 1件 (R3.8.20現在)
- ・ 研修会の実施 月1回
- ・ 役員会の実施 月1回
- ・ 新たな取り組みの創出に関して、関係者との意見交換など

④ ロゴ作成とHPの運用開始



⑤ 会員向け「LINE@」運用開始



登録者数：46人 (8月19日現在)

◎ひきこもりぎみな16歳少年の支援

地域のこども食堂や学習支援に通う。
一般就労を見据えて、「就労体験先」として会員の経営するカフェで作業活動を開始。

居住地に出来るだけ近い場所での本格的な就労体験ができるように、会員間で情報共有し、農業と就労Bのコラボを実施する会員から受け入れの了承があった。カフェでの活動を暫くは継続し、機会を見て、次のステップに進みます。



◎会員の農家さんの耕作地を。福祉施設の雑木林を。それぞれを活動の場として活用するために

地域包括、CSW、会員の農家さんと活用ついて協議。福祉施設の雑木林は、CSW、地域包括、施設スタッフやプロジェクト役員などとビジョンの共有。これらの素材をプロジェクトに乗せることで、多角的な視点で、「多くの方の参加の実現」に向けて整えていこうとしています。

◎「おたがいさま会議とよた」運営の中核として

豊田青年会議所等が発起人となって発足した「おたがいさま会議とよた」。
豊田地域の課題解決と情報共有を行い、多様な団体が協力する場として、定期的に行われている。プロジェクトは、この実行委員会メンバーとして参画し、福祉サイドからの情報提供や企業・団体等とのつながり作りなどを模索しています。地域共生社会の実現に向けた呼びかけをおこなっています。

自治体概要

人口 17,709人

面積 107.34km²

高齢化率 39.5%

※2021年8月31日現在



鳥羽市の子育て支援キャラクター「ジュジュちゃん」

- 福祉分野における体制整備として、「保健福祉センターひだまり」を中心とした相談支援体制の構築、複合化・複雑化した課題に対応するための「地域共生ケース会議(福祉分野以外も含めた関係機関との連携会議)」を実施。
- 「まるごと相談」や、「まちトーク」などを通じて、潜在的ニーズの吸い上げや、地域づくりを実施。
- また、「地域共生社会」を福祉分野だけでなく、市全体の命題として捉え、**全庁的な取組を実施**。
- 特に、**主要産業の一つである観光業**における労働力確保に着目し、困窮者、シニア層、子育て世代などあらゆる属性・年代の住民が幅広く活躍できるような事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎既存の検討体制を活用した多機関連携の強化

- 「保健福祉センターひだまり」を中心に、高齢、障害、児童、生活困窮などの各機関が相談を受け止め、複雑・複合的なケースについては、「地域共生ケース会議」において、情報共有や、課題・目標・担当の設定、プランの作成・評価を実施。
- 個別ケースから蓄積された地域課題を検討するため、観光、農水商工、教育分野など様々な分野と連携を行う「地域共生政策会議」の設置
※従前モデル事業で実施してきた上記2会議を重層事業の「支援会議」及び「重層的支援会議」として位置づけ、**多機関協働事業**として実施

◎潜在的ニーズの吸い上げのためのつながりの強化や地域課題の把握・居場所づくり

- 保健福祉センターひだまりで相談を受けるだけでなく、地域サロンや移動販売の場などにアウトリーチ（「まるごと相談」）し、住民の困りごとなどの吸い上げ。
- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民が地域課題などについて話し合う場（「まちトーク」）を構築。そこで話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「**まちのカルテ**」を作成。

※アウトリーチ等継続支援事業、地域づくりに向けた支援として実施

《「まちのカルテ」の例》



◎出口支援の強化と観光業などと連携した就労支援

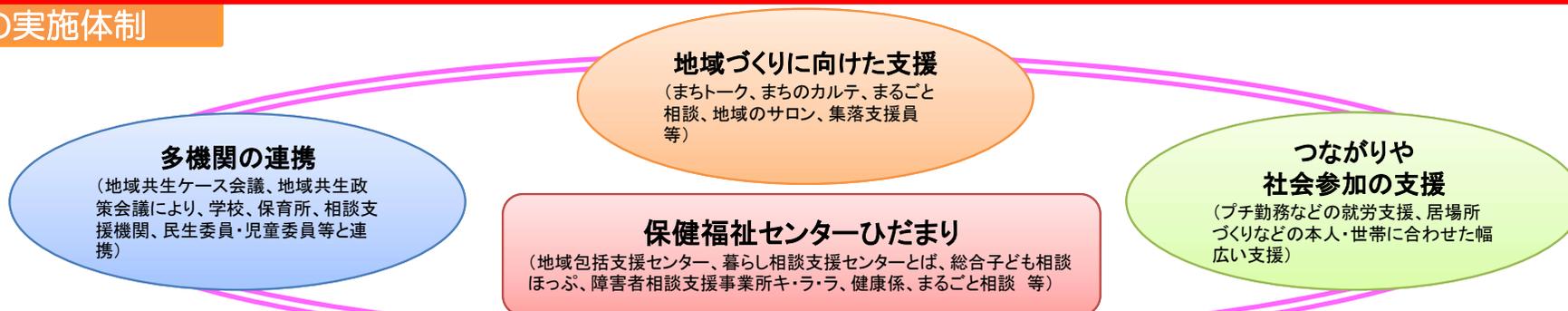
- ひきこもりなど、「地域共生ケース会議」などで出た既存制度では支援につなぐことが困難なケースに対応するため、（障がい事業所や、観光業・水産業の他、地域の居場所（お寺、サロン）など）**様々な企業や団体などへ訪問及び協力を依頼し、就労のみならず居場所づくりなど、本人・世帯に合わせた幅広い出口支援を強化**。 ※参加支援事業（「事業所名：さんぼみち」）として実施
- 観光、農水商工、企画財政、教育委員会、観光協会など福祉以外の分野とも連携し、観光業などにおける労働力確保と生活困窮者の自立支援を一体的に検討。困窮者だけでなくシニア層や子育て世代などあらゆる属性・年代の方が働きやすいよう、**労働時間や業務の難易度に応じた細分化による「プチ勤務」を支援**。（とばびと活躍プロジェクト） ※参加支援事業とも連携

《「プチ勤務」カタログ》



《観光協会との意見交換》

市の実施体制



障害者アグリ雇用推進事業

農業者の『労働力の確保』というニーズと、障害者の『就労先の確保』というニーズを結びつけ、障害者が農業で就労することによって、農業の活性化につなげることを目指します。参加支援事業では、本事業を発展させ、障害の有無に関わらず、農作業への参加を促し、本人が体験を通して人との交流に慣れ、生活リズムを作ることで、社会参加や就労等が実現することを目指します。

- 農業への親しみやスキルの向上
- 職業準備性の向上
- + ● **他者との交流**
- **生活リズムを作る**

- 農家と障害者をつなぐ
- 農作業の支援

農作業への参加
/ 就農実習訓練

派遣支援

ジョブトレーナー
養成・登録

障害者人材センター
調整

障害者の有無にかかわらず、
希望者への参加支援を行う

- 農家や障害者、市民へ
本活動への積極的な参加
を呼びかけ

社会参加や
就労の実現

啓発事業

- ★ スキルアップ研修会
- ★ 収穫体験イベント

【参加支援】のイメージ

I 相談支援

II 参加支援

・社会とのつながりや参加を支援する支援

相談の受け止め

解決に向けた対応

・多機関ネットワークの構築

・多様な社会参加、就労への支援

権利擁護のための支援

新 中核機関(成年後見制度)

新 家計改善支援

「人と人」、「人と社会資源」のつなぎ

本人と家族もニーズや状態のあった支援メニューの作成

地域の社会資源と支援メニューのコーディネート

・就労支援

◎ 就労体験

障がい福祉サービス事業所(うばめ園)と協働した就労準備事業
 ・障がい福祉サービスの対象とならない方への就労支援
 ・みかん栽培作業など社会参加の場の活用開拓

★コミュニティ食堂(みんなの食堂)(ボランティアグループみんなのサポートセンター)※参加支援事業委託先

月に1回又は2回程度コミュニティ食堂開催し、経済的、精神的に支援が必要な子どもたちや高齢者・障がい者などにレクリエーションを行い、食事を提供。

★ちょっとした支援(困りごと支援センター)

ちょっとした困りごとのある人とちょっとしたお手伝いができる人が、ご近所さん同士で行う、有料(1回100円)助け合い活動

日常のゴミ出し、電球交換 など

障がい福祉サービスの対象にならない者への支援

商店や農業など場を中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の参加の場

元気になる場

誰もが集える交流の場

★居場所づくり(気軽にお茶・おしゃべりの場)



「あそこに行けば何とかなる」との口コミ

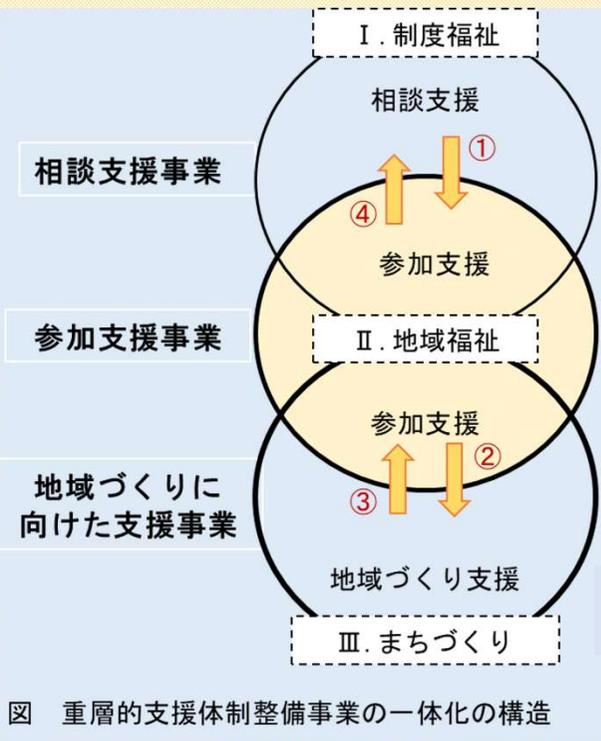


図 重層的支援体制整備事業の一体化の構造



4

生活困窮者自立支援制度

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) **国費3/4**)

- 〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- 〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費10/10**

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援 ※

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 **国費3/4**

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2) (就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) **国費2/3**

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) **国費2/3**

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) **国費1/2, 2/3**

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 **国費1/2**

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

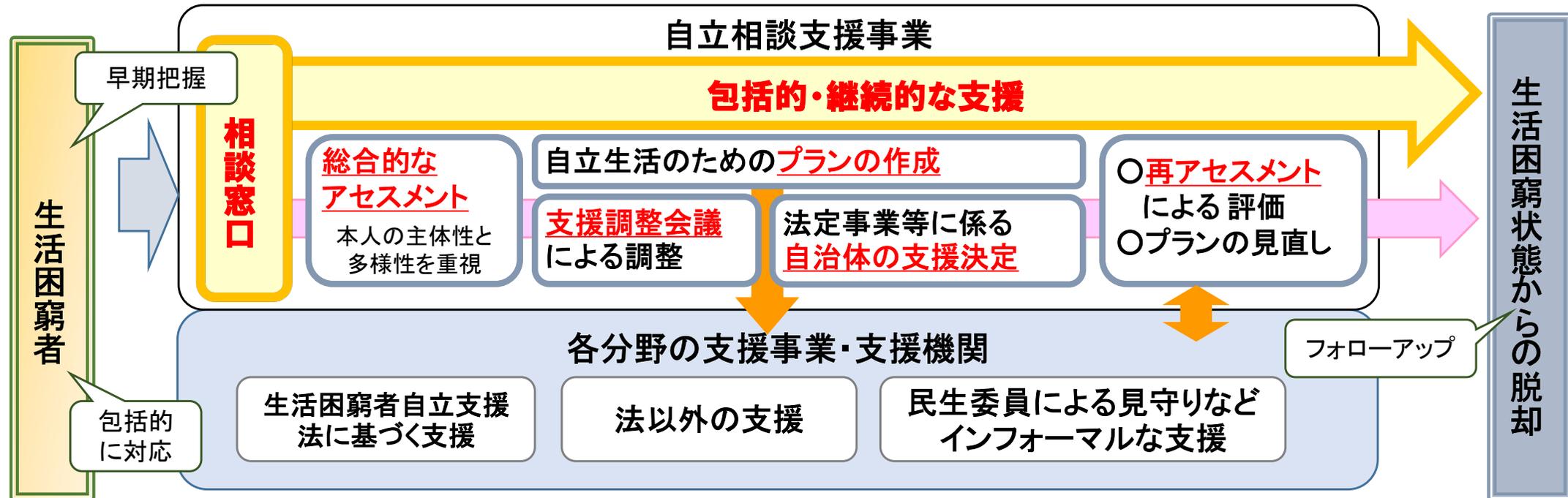
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 (国費10/10) 等 **24**

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労準備支援事業について

【令和元年度実績】

- ・496自治体(55%)
- ・利用4,621件

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊感情や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- **一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。**

認定就労訓練事業について

【令和2年度実績】
・認定件数：1,977件
・利用定員：5,447人

認定の仕組み

認定主体
(都道府県、政令市、中核市)



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援の内容

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
①訓練計画や就労支援プログラムの策定
②対象者への必要な相談、指導及び助言
③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

5

参考資料



令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

令和3年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体

※令和3年6月時点の把握状況

未定稿

北海道	札幌市	栃木県	栃木市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	名古屋市	奈良県	奈良市	高知県	高知市
	釧路市		小山市		藤沢市		豊橋市		桜井市		四万十市
	京極町		那須塩原市		小田原市		半田市		宇陀市		本山町
	厚真町		さくら市		茅ヶ崎市		豊川市		三郷町		いの町
	広尾町		那須烏山市		秦野市		稲沢市		田原本町		中土佐町
青森県	平内町		市貝町	新潟県	村上市		知多市		高取町	黒潮町	
	今別町		壬生町	富山県	関川村		阿久比町		王寺町	福岡市	
	蓬田村		野木町	富山市	富山市		東浦町		吉野町	大牟田市	
	外ヶ浜町		高根沢町	高岡市	高岡市		武豊町		大淀町	八女市	
	鱒ヶ沢町		那珂川町	金沢市	金沢市		松阪市		川上村	小郡市	
	西目屋村	太田市	輪島市	輪島市	桑名市	橋本市	古賀市				
	藤崎町	館林市	白山市	白山市	鈴鹿市	鳥取市	うきは市				
	大鰐町	上野村	能美市	能美市	亀山市	米子市	糸島市				
岩手県	田舎館村	みなかみ町	福井県	野々市市	彦根市	倉吉市	岡垣町				
	板柳町	玉村町		越前市	近江八幡市	八頭町	大刀洗町				
	盛岡市	さいたま市		美浜町	栗東市	湯梨浜町	佐賀市				
	岩泉町	狭山市		甲州市	甲賀市	琴浦町	長崎市				
宮城県	仙台市	草加市	山梨県	長野市	滋賀県	野洲市	長崎県	五島市			
	涌谷町	日高市		伊那市		野洲市		出雲市	佐々町		
	能代市	ふじみ野市		駒ヶ根市		高島市		岡山市	熊本市		
秋田県	湯沢市	川島町		長野県	飯山市	京都府	東近江市	熊本県	山鹿市		
	鹿角市	木更津市	下諏訪町		亀岡市		美作市		菊池市		
	由利本荘市	野田市	富士見町		精華町		西栗倉村		合志市		
	井川町	柏市	原村		堺市		広島市		大津町		
	大潟村	浦安市	飯綱町		堺市		呉市		菊陽町		
	山形県	山形市	中央区		岐阜県		岐阜市		大阪府	枚方市	広島県
天童市		墨田区	大垣市	八尾市		大竹市	大津市				
福島県	福島市	目黒区	静岡県	関市		兵庫県	阪南市	山口県		東広島市	
	須賀川市	中野区		恵那市			熊取町			宇部市	
	川俣町	杉並区		美濃加茂市	太子町		山口市		竹田市		
	檜葉町	豊島区		静岡市	姫路市		長門市		杵築市		
茨城県	土浦市	江戸川区	東京都	浜松市	兵庫県	明石市	宮崎県	九重町			
	古河市	立川市		熱海市		芦屋市		美祢市	都城市		
	那珂市	三鷹市		伊豆市		伊丹市		小松島市	延岡市		
	東海村	青梅市		函南町		川西市		高松市	日向市		
	東京都	調布市		調布市		小山町		加東市	宇多津町	三股町	
		小金井市		調布市		吉田町		たつの市	琴平町	都農町	
		小平市		小金井市		吉田町		たつの市	伊予市	門川町	
		国分寺市		小平市		吉田町		たつの市	愛南町	美郷町	
		国立市		国分寺市		吉田町		たつの市	愛南町	高千穂町	
		狛江市		国立市		吉田町		たつの市	愛南町	鹿屋市	
多摩市		狛江市	吉田町	たつの市	愛南町	中種子町					
西東京市		多摩市	吉田町	たつの市	愛南町	宇検村					
西東京市		西東京市	吉田町	たつの市	愛南町	和泊町					
西東京市		西東京市	吉田町	たつの市	愛南町	和泊町					

※233自治体

※令和3年度 国庫補助協議状況を踏まえて整理したもの（令和3年6月現在）